

サービス付き高齢者向け住宅事業登録等申請手数料

『高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下、法という。）』に基づく、サービス付き高齢者向け住宅の登及び更新登録について、平成28年4月1日以降に申請いただいた場合、手数料を徴収することとしています。

【2019. 10. 1～】

区分	登録又は更新登録手数料
10戸以下のもの	26,000円
10戸を超え20戸以下のもの	30,000円
20戸を超え30戸以下のもの	34,000円
30戸を超え40戸以下のもの	38,000円
40戸を超え50戸以下のもの	42,000円
50戸を超え70戸以下のもの	51,000円
70戸を超え100戸以下のもの	63,000円
100戸を超えるもの	75,000円

□ 手数料の支払い方法

登録，更新登録のいずれの場合も，住宅の登録戸数に応じた金額の『鹿児島県収入証紙』を『サービス付き高齢者向け住宅登録申請書』の余白に添付し，必要書類とともに提出してください。

□ 鹿児島県収入証紙の購入場所

県内各地に鹿児島県収入証紙販売所が指定されておりますので，そちらでお買い求めください。詳しくは以下県ホームページで御確認ください。

県ホーム > くらし・環境 > 税金 > 証紙 > 鹿児島県収入証紙販売所

<http://www.pref.kagoshima.jp/ai01/kurashi-kankyo/zei/syoshi/e5032217.html>

□ 申請書提出先及び問合せ先

鹿児島県土木部建築課住宅政策室住宅企画係

住所：〒899-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3740（直通）

FAX：099-286-5637

E-mail：jutaku-y@pref.kagoshima.lg.jp